

1 市民意見公募の実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市第7次障害者計画素案」

(2) 案の公表場所

市ホームページ、立川市役所1階ロビー総合案内・3階市政情報コーナー・障害福祉課窓口・企画政策課窓口、窓口サービスセンター、女性総合センター、子ども未来センター、たましんRISURUホール（市民会館）、連絡所、学習館、学習等共用施設、図書館

(3) 意見提出期間

令和7年4月1日～令和7年4月21日

(4) 結果

ア 提出者数 1名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所
0名	0名	0名	1名	0名

イ 意見の件数 4件

全体に関わる こと	第1章 計画の概要	第2章 計画を取り巻く状況	第3章 計画の展開	第4章 計画の推進等	資料編	その他
0件	0件	0件	4件	0件	0件	0件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
0件	4件	0件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見と市の考え方について

(1) 意見を反映するもの（0件）

整理 番号	意見

(2) 市の考え方を説明するもの（4件）

整理 番号	該当箇所	意見	市の考え方
1	第3章	医療的ケア対応の放課後等デイサービス、生活介護、障害者グループホームの充実について 現状、立川市内の医療的ケアに対応可能な放課後等デイサービスは1箇所、生活介護は2箇所、共同生活援助（グループホーム）は0箇所という状況です。 特に生活介護においては、医療的ケアの中でも人工呼吸器管理や気管切開管理が必要な方の受け入れや送迎対応が困難であり、在宅で医療的ケアを受けている障害のある方々にとって、日中を過ごせる場所や適切な送迎サービスの不足は深刻です。 また、医療的ケアが必要な方が長期入所を必要とする場合、都内施設は満床であることが多く、立川市内に医療的ケアに対応した共同生活援助がないため、都外の施設への入所を余儀なくされるケースが少なくありません。これは、ご本人の社会や地域との繋がりを維持する上で大きな課題となっています。 第7次障害者計画の地域生活の支援においては、医療的	本市における医療的ケア対応の放課後等デイサービスは1か所ありますが、不足しているのが現状です。 また、現在18歳以上の方が利用できる生活介護においては、在宅で医療的ケアを受けている障害のある方々にとって、日中を過ごせる場所や適切な送迎サービスの不足は深刻であると認識しており、設置に向けて準備をしているところです。 令和6年度に策定いたしました第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を令和8年度までに2か所確保する目標等を既に掲げておりますので、本計画に改めて明記することは考えておりませんが、市内への事業所設置をご相談いただいた際には優先的に対応するなど、ご協力いただければ関係機関と設置に向けた検討を引き続き行っていきたいと考えております。

		ケアに対応した放課後等デイサービス、生活介護、共同生活援助（グループホーム）の充実を図ることを計画に明記していただくよう、強くご検討をお願いいたします。	
2	第3章	立川市在宅レスパイト・就労支援事業の利用上限拡充（年間 288 時間）及び居宅外利用範囲の拡大について 現在、立川市の在宅レスパイトサービスの利用上限は年間 96 時間ですが、東京都の要項では令和 7 年 4 月 1 日より 288 時間までの補助が認められており、都内の他の自治体では既に 288 時間への拡充が進んでいます。 また、保育園や学校の慣らし保育・保護者の学校付き添い期間など、保護者が休むことが難しい状況も存在します。 第 7 次障害者計画の地域生活の支援においては、他の自治体と同様に在宅レスパイトサービスの利用上限時間を年間 288 時間まで拡大すること、さらに学校や保育園等、居宅外での利用についても可能とするよう利用範囲の拡大をご検討いただき、計画に明記していただくようお願いいたします。	本市では、令和 4 年 10 月より立川市在宅レスパイト・就労支援事業を開始しており、利用上限は年間 96 時間となっております。 現状では、利用上限まで利用する実績がなかったことも踏まえ、計画への明記は考えておりませんが、今後の利用実績状況を勘案した上で検討していきたいと考えております。
3	第3章	巡回入浴サービス（重度身体障害者入浴サービス事業）の委託先拡充について 立川市における巡回入浴サービスの委託先は、現在 1 社のみとなっています。そのため、利用申請からサービス開始までに 1 ～ 2 ヶ月の待機期間が生じており、定期的な利用を希望する曜日や時間に空き枠がなく、希望通りの時間にサービスを利用することが難しい状況です。 第 7 次障害者計画の地域生活の支援においては、巡回入浴サービスの委託事業所数を拡充するなど、巡回入浴を希	当該事業につきましては、障害者の清潔の保持や心身機能の維持を図るなど、自宅での入浴が困難な重度障害者を支援する上で、大切な役割があると認識しております。 本事業を拡充するにあたりましては、安定的な財源の確保や、受託していただける事業所の確保等について課題があることなどから、現段階で計画に定めることは難しいと考えておりますが、重度障害者の支援策について優先順位等を検討しながら、進めていきたいと考えてお

		望する障害のある方が、希望する時間にサービスを利用できるように、計画に定めることをご検討くださいますようお願いいたします。	ります。
4	第3章	重度障害者等就労支援事業（就労時のヘルパー利用）の創設について 肢体不自由や医療的ケアが必要な方が企業等で働く際、通勤支援や職場内での身体的な支援は不可欠です。 雇用する企業は、最初の3ヶ月間は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）等の補助金を活用して支援を行いますが、4ヶ月目以降の支援は各自治体の重度障害者等就労支援事業に移行することが一般的です。 この重度障害者等就労支援事業は、小平市、国分寺市、江東区、杉並区、江戸川区、世田谷区、品川区、練馬区、文京区といった多くの自治体で既に開始されていますが、立川市では未だ実施されていません。 肢体不自由や医療的ケアのある方々が、福祉就労ではなく一般企業で働くために必要不可欠な施策ですので、第7次障害者計画の地域生活の支援においては、他の自治体と同様に重度障害者等就労支援事業の創設について計画に明記していただくよう、切にご検討をお願いいたします。	当該事業につきましては、重度障害者等の就労機会が拡大するという観点から意義のあるものと認識しております。 実施にあたりましては、安定的な財源の確保や、雇用者との調整、本市の組織体制など様々な課題があり、実施まで相当の期間を要する見込みであることから、現時点では計画へ明記することは考えておりませんが、今後先行実施している他市の状況を調査する等、今後の創設に向けた研究を行っていきたいと考えております。

（3）その他（参考意見として庁内で共有するもの）（0件）

整理 番号	意見